

県立学校に副参事の職を設置することに伴う関係規則の一部改正について

1 改正の理由

県立学校の事務長について、職務の級6級に副参事の職を設置することから、関係規則の一部改正を行うもの。

2 改正を行う規則

- (1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則
- (2) 県立高等学校管理運営規則
- (3) 県立中等教育学校管理運営規則
- (4) 県立中学校管理運営規則
- (5) 県立特別支援学校管理運営規則

3 施行期日

令和3年4月1日

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(専決)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の職員（校長、副校長、教頭及び事務長を除く。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(25) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(専決)</p> <p>第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県立学校の職員（校長、副校長、教頭、副参事及び事務長を除く。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(25) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、 、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、 事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計 年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(20)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、 養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務 副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師 又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合 のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 副参事は、校長（副校長を置く高等学校にあつては、校長 及び副校長）を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(5)～(21)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(20) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>副参事は、校長（副校長を置く中等教育学校にあつては、校長及び副校長）を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(5)～(21) [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)～(16)</u> [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>副参事は、校長を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p><u>(4)～(17)</u> [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(20) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、<u>副参事</u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>副参事は、校長（副校長を置く特別支援学校にあつては、校長及び副校長）を助け、特定の事務を掌理する。</u></p> <p>(5)～(21) [略]</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。